

岩手県立釜石高等学校の部活動に係る活動方針

岩手県立釜石高等学校

1 活動の方針

- (1) 釜石高等学校の生徒一同は、本校教育目標のもと、学業に努めて知性を磨き、生徒会活動・部活動に励んで豊かな公民性と健全な心身の鍛錬に努め、有為な人間への自己実現に邁進する。
- (2) 部活動は個性を伸長し、心身を鍛え、自主性と協調性を養うなど、人格形成に資するものである。
- (3) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しむことを通して、学習意欲の向上や、責任感、連帯感等の涵養に資するものである。

2 活動時間について

(1) 活動開始時間及び完全下校時間

	活動開始時間	完全下校時間
・ 平日（月～金）	16時00分	19時00分
・ 土・日・祝日	9時00分	17時00分

(2) 休養日について

週1日以上 of 休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上 of 設定に努めます。

3 活動のきまりについて

(1) 運動部活動における適切な指導

- ア 生徒の心身の健康管理及び事故防止に努めます。
- イ 競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫していきます。
- ウ 生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通してスポーツに親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることなく技能や記録向上等それぞれの目標を達成できるように努めていきます。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ア 生徒の心身の健康管理及び事故防止に努めます。
- イ 休養を適切に取りつつ、短時間で効果的が得られる指導を工夫していきます。
- ウ 生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生涯を通じて文化的活動等に親しむ基礎を培うとともに、技能向上等それぞれの目標が達成できるように努めていきます。

(3) 暴力・不適切な言動・ハラスメントの根絶

ア 指導の一環としての肉体的・精神的な負荷と、暴力・不適切な言動とをしっかりと区別します。

イ 部活動の指導において、学校教育法、部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による①から⑥のような発言や行為は不適切な指導とみなします。

- ① 殴る、蹴る、叩く。
- ② 社会通念や医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から、認めがたい又は限度を超える肉体的、精神的負荷を課す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格等を侮辱したり否定したりするような発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

ウ 上記に該当しなくとも、指導に当たって身体接触を行う場合は、必要性、適切性に留意します。

エ 部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも①から⑥のような行為が行われないように注意を払い、生徒を見守っていきます。